

県内自治体の移住促進・転出抑制に関する補助金制度一覧

2017.6.15 「一般質問」配布資料 責任作成者：平井 登
出典：各自治体ホームページの当該制度等から抜粋編集

(平成29年6月1日時点の制度内容)

自治体名	制度名	目的区分		主な利用条件	補助金額
		移住促進	転出抑制		
1 東伊豆町	空き家バンク登録物件 利用促進 事業	○		空き家バンク登録物件に住居登録する市外からの移住者、5年以上定住	住宅取得価格の3%以内補助（上限30万円） 賃借の場合家賃の1/2補助（上限3万円）
	空き家バンク登録物件 改修支援 事業	○		空き家バンク登録物件に住居登録する市外からの移住者、5年以上定住、町内の業者による施工	改修工事費：100万円以上の場合20万円 100万円未満の場合工事費の20%
2 伊豆市	若者定住促進補助金		○	夫婦いずれか満40歳以下の世帯、土地および住宅購入、住宅購入、賃貸住宅	土地と住宅購入：100万円 住宅購入：50万円 加算額：小学生以下1人につき10万円 賃貸住宅：月2万円（24ヶ月まで）
3 清水町	定住促進事業助成制度		○	新たに取得した住宅への移転者、夫婦いずれか満40歳未満、5年以上定住	新築住宅：20万円 中古住宅：10万円 県外からの移住者は加算あり 小学生以下の子がいる場合加算あり
4 長泉町	移住定住のための三世同居支援補助金	○	○	三世同居をするために住宅取得または改修工事をする市民	住宅取得：上限100万円 改修工事：上限50万円
5 小山町	定住促進事業助成金交付制度	○	○	土地と住宅購入、賃貸住宅、新築住宅（北駿材使用）	市外から移住者：土地・住宅購入は仲介手数料相当額の1/2（上限50万円）賃貸住宅：仲介手数料相当額（上限5万円） 市内在住者：土地・住宅購入は仲介手数料相当額の1/3（上限30万円）賃貸住宅：仲介手数料相当額（上限3万円） 北駿材使用住宅：50万円
6 三島市	住むなら三島移住サポート事業	○		市外からの移住者、住宅取得、若い夫婦、5年以上定住	県外から移住：120万円 県内他市町から移住：50万円 加算額：子1人に10万円（最大30万円）
7 沼津市	若者世帯定住支援条例金交付制度 （リフォームも対象）	○		市外からの移住、住宅取得、中学生以下の子、いずれか40歳未満の夫婦または父子・母子世帯	県外から移住：110万円 県内中西部から：60万円 東部から：10万円 加算額：子1人につき10万円（最大30万円）、親と同居もしくは近居10万円
8 富士市	若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度		○	市内在住者、夫婦いずれか40歳未満、住宅の新築、購入（中古含む）、10年以上定住	基本額：50万円 加算額：20万円（市内業者による新築施工）
	若者世帯定住支援奨励金交付制度	○		市外からの移住者、夫婦いずれか40歳未満、住宅の新築、購入（中古含む）、10年以上定住	基本額：70万円 加算額：10～130万円（市内業者による新築施工、二世帯住宅、小学生以下の子、首都圏からの転入などで加算）
9 富士宮市	移住定住奨励金	○		県外からの移住者、夫婦いずれか40歳未満の世帯、新築住宅を取得または空き家（一戸建て）を賃借5年以上定住	住宅取得：首都圏から移住120万円、県外から移住50万円 住宅賃借：首都圏から移住70万円、県外から移住30万円 加算額：中学生以下の子1人につき10万円（最大30万円）、稲子地区・猪之頭地区へ移住10万円
	移住者首都圏通勤支援助成金	○		上記の「移住定住奨励金」対象者で首都圏から移住した者、新富士駅から首都圏に通勤し同駅周辺に駐車場を賃借している者	月極駐車場使用料で年度内に支払った額（最大10万円）
10 静岡市	空き家改修事業補助金交付制度	○		空き家バンク制度利用者、10年以上定住	改修費用の1/3（最大70万円）
	中山間地域移住報奨金	○		空き家バンク制度利用の中山間地域移住者	構成員1人世帯：20万円 2人以上 40万円 加算額：中学生未満の子1人20万円（上限3人）
	中山間地域移住者用住宅改修事業補助金制度	○		空き家バンク制度を利用して所有物件を賃貸する方、空き家バンク制度を利用して中山間地域に移住される方	改修費用の9/10（最大100万円）
	新幹線通学費貸与制度		○	自宅から県外の大学等へ通学する30歳未満の学生に通学定期代の一部を貸与、条件達成で返還免除	新幹線通学定期券（1ヶ月当り）の額の1/3または3万円いずれか低い額
11 焼津市	若者世帯定住支援奨励金事業	○	○	夫婦とも満40歳以下の世帯、市外からの移住者または市内在住で土地区画整理事業の一般保留地を購入する世帯	市外からの移住者が土地を購入し住宅を新築または購入：100万円、土地区画整理事業の一般保留地購入：価格の1/10（上限100万円） 加算額：中学生以下の子1人につき10万円（上限30万円） ※最大230万円（市内在住者最大130万円）
12 藤枝市	中山間地域活性化推進事業費補助金 （ 空き家改修補助分 ）	○	○	空き家バンク制度を利用し賃借または購入する者（空き家所有者がその利用者のために改修する場合も可）、10年以上定住、対象地区：本市中山間地域（瀬戸谷・稲葉・葉梨・朝比奈）	改修工事費および仲介手数料の1/2以内（限度額30万円、ただし中学生以下の子がいる場合50万円）、市外からの子育てファミリー移転経費 最大50万円
	子育てファミリー移住促進事業 （ 建物改修事業 ）	○		市外からくる子育てファミリーが空き家を改修する費用または空き家所有者が子育てファミリーを入居させる際に改修する経費を助成	空き家の改修工事費および仲介手数料の1/2以内（限度額50万円）
	子育てファミリー移住促進事業 （ 移転事業 ）	○		市外からくる子育てファミリーが新築住宅または空き家に移転する際の費用を助成	引越に要する費用および仲介手数料 最大50万円（※建物改修事業、新築住宅取得事業と合わせて最大100万円）
	子育てファミリー移住促進事業 （ 新築住宅取得事業 ）	○		市外からくる子育てファミリーが融資を受けて新築住宅を建築または購入する際の経費を助成	住宅取得費用（仲介手数料は除く） 最大50万円
	優良田園住宅移住促進補助金	○		市外から本市へ移住し「優良田園住宅」認定の土地に住宅を新築または購入する子育てファミリー世帯等	基本額：50万円 加算額：中学生以下の子がいる世帯50万円 ※基本額+加算額+移転事業費=最大150万円

自治体名	制度名	目的区分		主な利用条件	補助金額	
		移住促進	転出抑制			
13	島田市	島田市に住もう応援奨励金	○		県外からの移住者、一戸建て住宅または分譲マンション	新築：30万円 加算額：市内建築業者による施工30万円、中学生以下の子がある場合 40万円、通勤通学助成 上限40万円（2年間分）
		空き家改修等事業費補助金	○	○	空き家バンク登録物件、5年以上定住、市内事業者の施工	住宅改修経費および家財道具の搬出・廃棄・清掃経費の1/2以内（上限30万円、中学生以下の子がある場合は50万円）
14	牧之原市	子育て家族定住奨励金交付事業	○	○	新たに土地を購入し新築、住宅購入、40歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ夫婦	基本額：50万円 加算額：中学生以下の子1人につき10万円、新規登録の自家用車購入 30万円
		空き家活用リフォーム等補助金交付事業	○		市外からの移住者、改修費や残置物の処理費用、市内の施工業者または移住者自らが行う	改修費用の1/2以内（最大30万円） 残置物処理費用（最大5万円）
15	川根本町	定住促進住宅建設事業費補助金		○	10年以上定住するための住宅建築	基本額：30万円 加算額：町内の建築業者が施工の場合30万円、大井川流域産材使用30万円、中学生以下の子1人につき50万円（3人限度）
		空き家改修事業費補助金	○		空き家バンク登録物件を購入・賃借する人、5年以上定住、町内の事業者で改修施工	改修経費の1/2で限度額50万円、18歳未満の扶養親族がいる場合は100万円
16	菊川市	若者世帯定住促進補助金	○	○	市外、市内の賃貸住宅に1年以上居住する夫婦でいずれか満40歳未満の世帯、配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯	住宅の新築、住宅（中古含む）購入、マンション購入の取得費用の1/10以内 上限40万円 ただし三世代同居住宅および三世代隣接住宅を取得した場合 費用の2/10以内 上限80万円
17	掛川市	ゆったり子育て三世代同居応援事業		○	親と子と孫の三世代が市内において同居のため住宅の新築、増改築、住宅購入をすること（二世帯住宅、敷地内同居可）	住宅の新築、増改築、購入に要する経費の1/2 上限30万円
18	御前崎市	定住促進住宅取得補助金	○	○	市外から移住して住宅を取得した者、市内居住者で借家から新たに住宅取得した者、親と別居するために住宅を取得した者	50万円（ただし取得価格が500万円以下の場合は取得価格の10%）
19	浜松市	中山間地域等生活支援事業費	○		中山間地域以外から中山間地域へ生活拠点を移そうとする者、空き家バンク制度利用登録者	空き家改修経費の1/2以内 上限90万円 家財道具の搬出処分・清掃経費 上限15万円